

皆さん、こんにちは浅野でございます。

タイトルは行動提言となっております、しかも、「道民すべてに学習権を」というタイトルが付されているわけです。これは、大変おこがましい話でございます、私自身は特に夜間中学について色々勉強してきたとか、あるいは色々な運動に携わってきたとか、それからまたは、学習権関連について特別詳しい知見を有しているというものでもありません。

それで、いやーこれは大変おこがましいタイトルが付いて、実の所、困ったなと思っ

るのであります。先ほど、関本先生のお話にもございましたけれど、私がこうしてここに立ってお話をするに至ったきっかけは、「日弁連の人権擁護委員会の方から陳述書の提出を求められている、それで、これを書くのを手伝ってくれないか」、という風なことを遠友塾の工藤さんの方からお願いされました。それで、弁護士3人で、ちょうど3名の方の陳述書を作って日弁連の方に出すお手伝いをしたというのがきっかけというか、端緒でありました。逆にいうと、今のところはその程度のかかわりでしか無い、ともいえるわけであります。

そこで、陳述書って一体なんだ、という話になります。陳述書とはどういうものかという

と、別に自分の経歴とか、生い立ちとかの作文を書いてください、というものではないんですね。例えば、裁判所にいろいろな裁判をおこしたり、色々な申し立てをする場合に、普通申し立てを受けた、例えば裁判所とか、この場合は日弁連の人権擁護委員会ということになりますけれど、申し立てをした人の話を、担当者が直接に聞き取って記録に残したり、それから裁判所であれば、法廷で証人として尋問をして尋問調書を作って、それが裁判の資料になるわけです。

ところが、今の民事裁判というのは、いささか脱線する話になりますけれど、法廷で尋問したら、えらい時間がかかる、迅速な裁判にならない、ということで、民事裁判はほとんどの場合に全件陳述書を出させることになります。

これは申し立てた原告や当事者の陳述書であったりします。それから、証人予定者の陳述書を出させて、裁判所では反対尋問だけをやるということで、裁判のスピードアップが図られる。

ですから、日弁連の人権擁護委員会が陳述書という発想を持つに至ったのも、当然そういう民事裁判で頻繁に使われている、ということが念頭にあったせいなのです。

ですから、我々弁護士は陳述書と聞くと、あーそうか、と言われた瞬間に何を求められているというのが、すぐに分かります。

実はつまり、それはさっき申し上げたように、単に経歴を書いてくださいというようなものではなく、このケースになぞらえて言えば、「学習権がどのように侵害をされているのか」、その具体的な事実を書くとか、学習権が実現されていない原因は何なのかとか、そういうものを念頭に置きながら陳述書を書くわけです。

そういうのを法的な意味で言うと、要件事実なんて言葉を使うんですが、ですから陳述書を書く作業というのは、弁護士の日常的な作業、仕事の一つということになります。

そんな次第で、陳述書を書かせていただいた。しかもその作業を通じて、遠友塾に行っておられる方の人生の姿というものに触れるきっかけを得ました。

それから、個人的な話になりますけれど、こういうことがあって色々思い出しますが、夜間中学の関係で、私もいくつか少年時代に思い出がございます。

だいぶ古い記憶になりますけれど、私が高校1年か2年のとき、1965年か66年頃ですが、函館にいたんですけれども、私は遅刻常習の高校生でございました。それで、よく遅刻してたんですが、その日もたまたま朝遅刻して、通学路を歩いていたんですね。周りに生徒はいない。そしたら、突然道を歩いている女性の方から、私の記憶では30歳代か、せいぜい40歳代くらいの方に呼び止められました。実は、私は読み書きができません。学校へ行きたいので、あなたの行っている学校を紹介してくれないか、とその女性が言ったんです。

私は、こういう問題があることすら分かりません。ちょっと何のことやらと思いつつ、それだったら、これから僕も学校に行くから一緒に行きましょう、ということで一緒に行つて、そのまま職員室に行きました。そして、ある先生をご紹介した。それがどの先生だったか、実は、今でも覚えています。その後、その先生が、お前は早く教室へ行けと。それはそうですね、遅刻していますから。後は、俺に任せろ、という風なことで、その時は終わった。その後、どうなったかと特にフォローもせずでした。

忘れていましたが、こんなことがあったと、はっきり今蘇っております。ですから、まさにあの方は、この夜間中学問題でいろんな方から語られているような、まさに学習する機会を奪われて大変苦労されていた方なのかなと思うんですね。私の記憶通り、かりに30歳代から40歳代くらいだったとすれば、丁度、1965年頃の話ですから、多分、中学生くらいの年代が戦争の頃でないのかな、と思い出したりもしています。

もう一つ思い出があります。先ほど、見城先生のほうから荒川九中ですか、夜間中学の映画を作って運動をしたという風なお話でございました。これも思い出しますが、私は高校3年生の時ですから、1967年10月か11月だったと思うんです。

私の高校で、高野雅夫さんに来ていただいて、この映画の上映会をやったという記憶がございます。それも、こんなことから記憶をさぐっていきますと、たしか、函館市のどこかでこの映画の上映会があったんですね。私を誘った同級生がいて、二人でそれを見に行つたという記憶があるんですよ。

高野さんが、この映画はぜひ普通の高校でやりたいんだけど、なかなか上映させてもらえないんだ、と話していた記憶があります。帰る道々に、それだったらうちの高校でやらせてもらおうかと話をし、そして、その後何人かの生徒と話し合つて、「やりたい」と学校に言ったら、やれたという思い出もあります。

もちろん、それはその時だけの話で、特にその後この問題に係わつてどうこうということ無しに今日にいたっています。

あの時もたしか、今日もお話にありましたが、夜間中学を廃止するな、という風な方向の運動だったと思うんです。

しかし、それから丁度40年を経て、今は、夜間中学をもっと増やせという風なことに事態が展開しているというようなことです。考えてみると、この40年間はなんだったのか、結局、こういう問題があることを認識されていながら、なかなか公立中学を作るという方向での解決策が講じられなかった40年だったのかな、と今改めて思います。

また、こんな思い出を語っておりますと、私がここでこうしてしゃべるのも、40年前から定められた運命だったのかな、と思うとあんまり嬉しくありません。

さて、今人権擁護委員会の話が出ておりますので、夜間中学そのもののテーマとはかわりないんですけど、そもそも人権擁護委員会って何なんだということを一応ご説明したほうがいいと思うんですね。

これはパブリックな委員会でもなんでもなくて、日弁連それから各地の弁護士会に、よほど小さな弁護士会は別ですけど、ほとんどの弁護士会に人権擁護委員会という委員会が置かれています。

これが、その内なくなるかもしれませんが、弁護士法1条で、弁護士は人権の擁護と社会正義の実現を使命とする、と書いてある。もちろん、この10数年くらい前から、この弁護士法の1条というのが弁護士の統合原理になる時代はもう終わったのではないかと、という議論がだんだん高まってきております。しかし、まだ改正にはならず、弁護士法1条はそのままありましてそして、その弁護士の使命を受け継ぎながら、弁護士会としての人権擁護活動をやるということで、この会が作られているわけでありまして。

日弁連の人権擁護委員会というのは、何をやるのかということです。

会則によりますと、まず人権侵害についての調査をする。それから人権を侵害された者に対して救護、その他適切な処置を取る。必要に応じて、日弁連を通じて、官公庁その他に対して警告を発したりする、という風に書いてある。

これを受けて、札幌弁護士会の会則でも人権擁護委員会というのが定められている。今、日弁連という団体の最大の行事というのが、人権擁護大会なんです。年1回、これはもう昭和20年代からずっとやってます。

ここで、今までどういうことをやってきたかということ、公害問題とか、医療の問題とか、刑事事件の被疑者や被告人の人権問題とか、消費者問題であるとか、環境問題とか、実にありとあらゆるテーマをとりあげています。そして、それらの問題に、決議をしたり、研究をしたり、あるいは色々な書物を出版したり、というようなことを毎年毎年やっています。

日弁連のなかでは、この人権擁護委員会のテーマに取り上げてもらおうというのが、色々な委員会、消費者委員会、公害対策、環境保全委員会とかあるんですけど、そこで競争になっている。わが委員会では、こういう活動をしているから、ぜひ人権擁護委員会で取り上げてくれと、そういう希望がたくさん来ます。

しかし、取り上げられるテーマって、大体二つか三つしかありません。そこを色々競争しながら、というようなことでやっていくということになります。

そして、これもまた、今日のテーマからどんどん外れてしまうのですが、例えば弁護士会で消費者問題やったり、消費者問題なになに委員会ができたりします。あれは、ほとんどの場合は、人権擁護委員会の活動の一部が独立して、独立の委員会になって活動している、そういう流れなんです。

大体、スタートは人権擁護委員会が色々な問題を人権問題として取り上げてくと、その中から、まず人権擁護委員会の中である特定のテーマについて部会を作って行って、その部会が独立して、独立の委員会になる、という風なことが多いわけなんです。

これは札幌弁護士会でも似たような事情がございます。ですから、世の中で色々な人権問題が発生したときに、さしあたっての受け皿が人権擁護委員会ということになるわけでござ

います。色々な社会問題に対する切り口というのは、色々あるとは思いますがけれども、弁護士会ですから、これは当然すべて人権問題という切り口から問題を分析していくわけです。

ですから、夜間中学の問題も学習権の侵害という人権問題として捉えて、そういう角度から提言するわけであります。しかし、言うまでもないことですが、夜間中学問題を一つの社会現象として考えれば、この法的な人権問題という切り口は、これはもちろん一つの切り口ですから、これで問題の本質がすべて言い当てられるということではないことは言うまでもないんです。しかし、法律家の立場としては、そういう人権問題として事柄を分析して提言をしていこうじゃないか、あるいはいくべきである、そういう風なことでやってきたということになります。

ただ、弁護士会のやることでありますから、しかも人権擁護委員会ですから、一般的な意味で夜間中学問題について、「どうしますか」という風な問題の立て方というのは、これはこれで結構立てづらいです。つまり、これはやはり個別での、ここに人権を侵害されている人がいて、その申し立てについて、どう応えるかという立て方になります。

これが先ほど言った最初に陳述書を出してください、という話になるんですね。一般的に語られても、ちょっとなかなか手を出しようがないんですね。今、札幌弁護士会の人権擁護委員会のほうでは、印象としては非常に前向きなんです。何とかこの問題をこの機会に札幌の人権擁護委員会としても、研究のテーマにしたいという風には考えています。しかし、人権擁護委員会それ自体は受身の存在ですから、これは、やはり我々がどんどん問題を整理して、「ぜひこういうことを調査し、こうやってくれ」、という風に言っていないと、なかなか弁護士会のほうは何をやったらいいのか分からない、ということになってしまいます。

しかも、それは、やらないのが悪い、というのではなくて、やるように問題を持っていくのが大事です。それは、今後やっていかなければいけないことになってくるんだな、と私は思っています。

学習権という話になると、私も先ほど申し上げたように、特別専門的な知見を持っているわけではないんですけども、一般にどういう権利だと言われているのか、ということだけでも簡単に述べます。

学習権は、人権の中の人権であるという風にある学者は呼んでおります。つまり、人権というと、皆さんがどういうものをパッと念頭に浮かべるか分かりませんが、代表的なのは思想の自由とか、表現の自由とか、それから、みだりに不当な拘束を受けないとか、そういう、人身の自由、精神の自由、こういうことになります。

それはそれでいいんですけど、ある学者の方はこういっております。良い教育によって学習権が十分に保障されることが、他のすべての文化的、政治的、経済的な人権を有効に働かせるための前提だから、学習権こそはその意味で、人権中の人権であると。

先ほど、ご紹介のありましたユネスコの学習権宣言でも似たようなことを言ってますよね。ただ、この教科書が発表されたのはユネスコの学習権宣言が出る10年くらい前ですから、決して学習権宣言を見て言っているわけではありません。前から、そういう風に学者は語ってきた、こういうことになります。

それから、これもまた他の学者の方の見解なんですけど、普通人権と言うと、自然権と社会権に分かれますよ、というのが教科書的な考え方なんです。そこで、自然権というのが何かと言うと、広い意味では一種の思想とかイデオロギーみたいな話になりますけれど、「天

賦人權」と言う、昔から、人は固有に、人として生まれた限り、自然に持っている権利を自然権という言い方をするわけです。つまり、精神の自由、思想の自由とか、良心の自由を自然権という。

もう一つの社会権というのは、社会保障を求めたり、一番有名なのは、健康で文化的な最低限度の生活を求める権利、これは国に対して何かをさせる、これを社会権といいます。普通教育を受ける権利というと、これもデリケートな話なんですけれど、どちらかというと社会権的なイメージが強いです。ちゃんと教育環境を整えなさいとか、教育施設をちゃんとしなさい、とかいうことになりますから。

ただ学習権という観念は、むしろ学者はこれを自然権だと言っていますね。これはどういう意味かと言うと、向上する可能性を持つすべての人々が生涯もち続けるものである。子供の頃は、「子どもの人権」なんかやっておられる方はよく分かると思いますが、これが成長発達権ということになる。で、成人になった場合は、この学者の方は自己教育の権利だという風に語っておりまして、自然権と位置づけております。これは大学者ですが、30年くらい前の教科書に、こう書いてあります。まあそういった風でございまして、このまさに成人になっても有するのが自己教育の権利で、それは自然権なんだと考えますと、それを実現するところ、妨げられちゃいけないと、こういう話になるわけです。

本当に考えてみると、こういう権利がやはり何十年妨げられてきたんだなあということを、私も今日、色々なお話を聞いて、改めて勉強させていただいたわけです。

それから、話があっちこっちいくんですけど、私は今日ここで話をするということなので、日弁連の意見書というのを、改めてまたよく読んでみました。私が言うのも変ですがなかなか良く整理されていまして、分かりやすいものになっています。

ただ、これで難しいのが、こういう公立の夜間中学を作る主体は地方自治体とこうなっています。日弁連の意見書は、地域ごとの実情を、日弁連の人権擁護委員会で調査するのは、もう無理だと、それは分からないと述べている。だから、そこまではちょっと分からないので、この意見書ではいけません、と述べている。

だけど、国に対して調査せよと、それから、国はその地方公共団体に対して夜間中学設置の指導とか財政的措置を講ずるべきである、と国に対して意見を述べます、というような意見を出したんですね。

それからもう一つは、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策ですね。これもやりなさいと国に対して述べてあるわけですが、このことは3点にわたっています。

一つは、既存の学校に対する受け入れですね。ある程度教育の機会を失って、年齢のいつてしまった方でも既存の小学校に入ることができる。

もう一つは、遠友塾のような民間の夜間中学に対して、財政支援、施設の提供を行うべきである。

三つ目は、いわゆる中国から帰国された方のことを念頭のおいてのことですが、日本語の勉強ということも考えなさい、ということも言っております。

意見書の中での市町村について把握できないといった意味については、それぞれの地域でやってくださいと投げ返しています。それを受けて札幌弁護士会としても、何か働きかけをして動くのかな、と私たちはこう思っております。私からの話はこの程度で終わります。